

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画書

《次世代育成支援対策推進法》

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めていくこととされています。

《一般事業主行動計画とは》

次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てしやすい職場環境づくりを目指して企業が策定する計画です。

《当社の一般事業主行動計画》

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成29年 4月 1日～平成34年 3月31日までの 5年間
2. 内容

【雇用環境の整備】

目標1：正社員・非正規社員・男性社員・女性社員ともに産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など育児に関する制度を利用できることの情報提供を行う

＜対策＞

- 平成29年4月～ 法に基づく諸制度の調査し資料収集を行う
- 平成29年6月～ 社内ホームページに制度に関する情報を逐次掲載する

＜計画期間＞

- 平成29年4月1日～平成30年9月30日まで

目標2：計画的に、育児休業の取得率を次の水準以上にすること
計画期間中に1人以上取得すること

＜対策＞

- 育児休業を男性も取得できること及び制度について社内で周知する
会社は女性だけでなく男性の育休取得も促進できるよう職場内の理解を呼びかける

＜計画期間＞

- 平成29年4月1日～平成34年3月31日まで

目標3：上記目標の実施状況について年度末に計画の検証を行い、PDCAサイクルを確立する

＜対策＞

- 年度毎に通期レビューを行い、必要に応じて計画の変更を行う

＜計画期間＞

- 平成29年4月1日～平成34年3月31日まで

【働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備】

目標 1 : 平成 3 4 年 3 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する

<対策>

- 平成 2 9 年 4 月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成 2 9 年 7 月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成 2 9 年 1 0 月～ ノー残業デーの実施、管理職への研修（年 2 回）及びメールによる社員への周知（毎月）

<計画期間>

- 平成 2 9 年 4 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

目標 2 : 在宅勤務やテレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入

<対策>

- 平成 3 0 年 4 月～ 社内検討委員会を設置
- 平成 3 0 年 1 0 月～ 在宅勤務の内容や対象について検討
- 平成 3 1 年 4 月～ 試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討

<計画期間>

- 平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

【次世代育成支援対策に関する事項】

目標 1 : 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供し職業訓練の推進を図る

<対策>

- 平成 3 0 年 4 月～ 社内検討委員会を設置
- 平成 3 0 年 1 0 月～ 職業体験の内容や対象について検討
- 平成 3 1 年 4 月～ 試行実施し、課題を分析して本格実施の可能性を検討

<計画期間>

- 平成 3 0 年 4 月 1 日～平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

以上